

国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第2章 人事</p> <p>(労働契約の更新)</p> <p>第7条 非常勤職員の労働契約は、契約期間満了時の業務量、勤務成績・態度、能力、予算状況及び従事している業務の進捗状況等を勘案し、原則として非常勤職員としての有期労働契約の期間(労働契約法第18条第2項の規定により通算契約期間に算入しないこととされている期間(以下「通算契約除外期間」という。))を除く。)の始期から3年を超えない範囲内において更新することができるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第1第5号から第15号まで、第20号(看護に関する業務に従事する者を除く。)及び第24号に掲げる非常勤職員であって、有期の教育・研究プロジェクト等において教育又は研究の業務に従事する者の労働契約は、契約期間満了時の業務量、勤務成績・態度、能力、予算状況及び従事している業務の進捗状況等を勘案し、当該プロジェクト等終了まで更新することができるものとする。ただし、本学との有期労働契約の期間(通算契約除外期間及び大学に在学している間に本学と有期労働契約を締結していた期間を除く。)の始期から10年を超えることはできない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、事務補佐員、技術補佐員(看護に関する業務に従事する者に限る。)、技能補佐員及び臨時用務員(以下「事務補佐員等」という。)の労働契約は、別に定める勤務評価の結果、一定の評価基準に達した場合で、契約期間満了時の業務量、勤務成績・態度、能力、予算状況及び従事している業務の進捗状況等を勘案し、本学との有期労働契約の期間の始期から3年を超えて1年の範囲内において更新をすることができるものとする。ただし、本学との有期労働契約の期間(通算契約除外期間を除く。)の始期から5年を超えることはできない。</p> <p>4 事務補佐員等について、第1項に定める労働契約の更新は、第11条の2</p>	<p>本則</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	

<p>に定める勤務評価の結果に基づいて行うものとする。</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、非常勤講師、シニアプロフェッサー及びインストラクターの労働契約は、本学の経営状況、次年度の授業計画及び本人の勤務状況を総合的に勘案し、更新することができるものとする。 ただし、カリキュラム及びシラバスの変更に伴い、担当している科目・授業が休止、廃止又は縮小となった場合は更新しないものとする。</p> <p>6 第1項の規定は、学校医、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント及びスーパーリサーチ・アシスタントには適用しない。 (新設)</p> <p>第12章 障害者の雇用と保護 (障害者の雇用) 第49条 学長は、<u>障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)</u>に基づく障害者の雇用の確保及び就業に必要な環境整備を図るものとする。</p>	<p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 <u>第3項ただし書の規定にかかわらず、本学が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)に定める障害者雇用率の確保を目的として募集し雇用した者の労働契約は、別に定める勤務評価の結果、契約期間満了時の業務量、勤務成績・態度、能力、予算状況及び従事している業務の進捗状況等を勘案して、本学との有期労働契約の期間(通算契約除外期間を除く。)の始期から5年を超えて更新することができる。</u></p> <p>第12章 障害者の雇用と保護 (障害者の雇用) 第49条 学長は、<u>障害者雇用促進法</u>に基づく障害者の雇用の確保及び就業に必要な環境整備を図るものとする。</p>	
---	--	--

附 則(平成29年12月18日規則第5号)

この規則は、平成29年12月18日から施行する。